

第8回 教育委員会会議日程

開催期日 令和元年9月26日(木)

開催時間 16時30分

開催場所 芽室町中央公民館2階図書資料室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第15号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第16号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)

日程第6 議案第33号 芽室町教育研究所職員委嘱(後任)の件

日程第7 議案第34号 芽室町私立高等学校生徒授業料補助認定の件(非公開)

日程第8 議案第35号 平成31(令和元)年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件(非公開)

日程第9 議案第36号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件

日程第10 協議案第1号 芽室町地域学校協働本部規則制定の件

閉 会

日程第4

報告第15号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和元年9月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

令和元年度就学援助認定総括表(令和元年9月17日)

申請世帯	世帯
認定保留世帯	世帯
認定世帯	世帯
要保護世帯	世帯
準要保護世帯	世帯
経済的困窮世帯	世帯
児童扶養手当受給世帯	世帯
町民税非課税世帯	世帯
国民年金保険料免除世帯	世帯
生活保護廃止世帯	世帯
不認定世帯	世帯
認定廃止世帯	世帯

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(9月17日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校					-1	1	0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	-1	1	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				0

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0
合計			0

●準要保護不認定者数一覧(9月17日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				0

令和元年度就学援助認定総括表

(令和元年9月17日現在)

申請世帯	195	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	164	世帯
要保護世帯	3	世帯
準要保護世帯	161	世帯
経済的困窮世帯	84	世帯
児童扶養手当受給世帯	72	世帯
町民税非課税世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
不認定世帯	29	世帯
認定廃止世帯	2	世帯

◎最近5年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	195	164	29	3	14.3

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(9月17日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	18	9	12	12	21	15	87
上美生小学校	1	2		3		1	7
芽室西小学校	11	4	9	10	6	4	44
芽室南小学校			1		1	2	4
合計	30	15	22	25	28	22	142

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	20	26	15	61
上美生中学校	2	4	2	8
芽室西中学校	15	14	10	39
合計	37	44	27	108

合計 250

●準要保護不認定者数一覧(9月17日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	5	2	5	3	2	2	19
上美生小学校							0
芽室西小学校	2	2	1	1	1	5	12
芽室南小学校							0
合計	7	4	6	4	3	7	31

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	4	5	11
上美生中学校				0
芽室西中学校	1	3	1	5
合計	3	7	6	16

合計 47

◎要保護認定者数一覧

芽室小学校	6年	2人
芽室西小学校	6年	1人

計 3人

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
6	1	5	9	11	8	40
			1		1	2
2	1		4	3	3	13
						0
8	2	5	14	14	12	55

(中学校)

1年	2年	3年	計
11	13	6	30
	2		2
5	6	2	13
16	21	8	45

合計 100

○町民税非課税世帯

芽室西小学校	3年	1人
芽室中学校	1年	1人
芽室西中学校	3年	1人

○国民年金保険料免除認定者数

芽室小学校	5年	1人
-------	----	----

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

(1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。

(2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。

(3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。

(4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 町外へ転出したとき

(2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき

(3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第5

報告第16号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和元年9月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第6

議案第33号

芽室町教育研究所職員委嘱（後任）の件

芽室町教育研究所運営規則第2条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和元年9月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

芽室町教育研究所職員委嘱（後任）について

○委嘱予定者 松 本 健 二 芽室中学校教諭

○委嘱期間 令和元年9月2日～令和3年3月31日

○変更内容

芽室中学校の千田真紀教諭が体調不良により休職することになったことから、後任に同校の松本健二教諭を委嘱しようとするものであります。

なお、委嘱期間については、前任者の残任期間とするものであります。

芽室町教育研究所職員名簿

職 員 9名

委嘱期間 平成31年4月1日～令和3年3月31日

所 属	職 名	氏 名	備 考
芽室南小学校	校 長	吉本 徹	
芽室西小学校	教 頭	氏家 浩之	
芽室小学校	教 諭	西田 智美	
上美生小学校	教 諭	鈴木 美樹	
芽室西小学校	教 諭	森田 昌宏	
芽室南小学校	教 諭	山田 洋	
芽室中学校	教 諭	松本 健二	令和元年9月2日～
上美生中学校	教 諭	野村 知未	
芽室西中学校	教 諭	齋藤 修一	

改正

平成27年3月6日条例第10号

芽室町教育研究所設置条例

(設置)

第1条 本町における教育の進歩改善に資するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の趣旨に基づき教育研究所（以下「研究所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芽室町教育研究所

位置 芽室町東3条3丁目1番地

(事業)

第3条 研究所は、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的事項の調査研究
- (2) 教育関係職員の研修及び教育振興に寄与するための調査研究
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(職員)

第4条 研究所に所長ほか必要な職員（以下「職員」という。）を置く。

2 職員は、非常勤とし、芽室町立小中学校教職員のうちから委嘱する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、研究所の組織運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月6日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

○芽室町教育研究所運営規則

昭和48年7月14日教委規則第2号

第1条 芽室町教育研究所（以下「研究所」という。）の組織及び運営は、この規則の定めるところによる。

第2条 職員の委嘱は22人以内とし、芽室町内小中学校の推せんをまって教育委員会が行い任期は2年とする。ただし、欠員により委嘱された職員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 運営に要する経費は、町費その他をもって充てる。

第4条 研究所は、研究所の状況及びその成果を教育委員会に報告しなければならない。

第5条 職員の出張にかかわる旅費は、職員旅費支給条例（昭和26年条例第23号）に準ずる。

第6条 その他研究所の運営に必要な事項は、芽室町内小中学校の意見を聞いて研究所長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年7月14日から施行する。

附 則（昭和52年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年教委規則第2号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

日程第7

議案第34号

芽室町私立高等学校生徒授業料補助認定の件（非公開）

芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則第5条の規定に基づき、授業料の一部を補助しようとするものであります。

令和元年9月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第 8

議案第 35 号

平成 31 (令和元) 年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件 (非公開)

平成 31 (令和元) 年度全国学力・学習状況調査の調査及び分析結果並びに今後の対応について、広報誌に掲載しようとするものであります。

令和元年 9 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第9

議案第36号

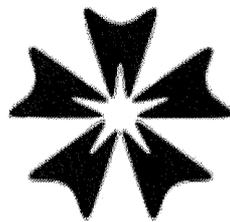
芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件

芽室町立学校における働き方改革推進プランの改定について、決定しようとするものであります。

令和元年9月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武田 孝 憲

芽室町立学校における 働き方改革推進プラン



令和元年9月
芽室町教育委員会

はじめに

学校や社会を取り巻く環境が変化し、子どもたちが抱える課題が多様化する中、学校や教職員に求められる役割は拡大し、その内容も複雑化、多様化する状況にあります。加えて新学習指導要領における外国語教育、道徳教育など教育活動の充実や、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）への対応など、教職員が取り組むべき課題はますます増加し、教職員の長時間労働が問題となっています。

平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、小学校で2割、中学校で4割を超えているという結果が出ており、当町においても同様の傾向があるものと認識しています。

教員が授業や授業準備に集中し、子どもたちと向かい合う時間を確保し、健康でいきいきとやりがいを持って働きながら、学校教育の質を高められる環境を構築することは大変重要です。

こうしたことから、芽室町教育委員会として、学校現場の業務改善に向けた取組に関し、北海道教育委員会の取組を参考にしながら、校長会及び教頭会とも協議を進め、今後、取組んでいく必要がある事項を整理しました。

I 働き方改革推進プランの性格

- ・ 本プランは、町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定するものであります。
- ・ 本プランについては、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

II 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教育が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教員の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- ・ 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、北海道、町、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

III 働き方改革推進プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、次のとおり目標を設定し、取組期間は平成30年度から令和2年度までの3年間とします。

教員の在校等時間から芽室町立学校管理規則で定める勤務時間等を減じた時間を
1 か月で 45 時間以内、1 年間で 360 時間以内とする。

- ※1 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1 年間で720時間を超えないようにするとともに、1 か月で45時間を超える月は1年間に6月までとする。
- ※2 また、1 か月では100時間未満であるとともに、連続する複数月のそれぞれの期間について、月平均が80時間を超えないようにする。

この目標を達成するために、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

【働き方改革を進めるため、令和2年度末に目指す指標】

- 1 部活動休養日を完全に実施（年間㊤（平日週1日52日＋週末週1日52日）＋㊦学校閉庁日9日（㊤と㊦の重複分を除く。）している部活動の割合・・・100%
- 2 変形労働時間制を活用している学校の割合・・・100%
- 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合・・・100%
- 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合・・・100%

IV 具体的な取組

1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 教職員定数改善や加配制度の充実等について、国や北海道教育委員会に対する要望を継続して行います。
- ・ 全ての小学校で35人以下の少人数学級を編成とするとともに、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、教育活動指導助手や学校支援員を配置します。
- ・ 新学習指導要領への移行を円滑に進められるよう、外国語指導助手2名体制とし、各小学校に派遣します。

2) ICTの活用促進

- ・ 全教職員に一人1台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化を図っています。

3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- ・ 学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援するとともに、全ての学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりに取組んでいきます。

4) 学校徴収金の徴収・管理業務の負担軽減

- ・ 教材費などの徴収等事務は、口座振替での対応を促進するとともに、地域や学校の事情に応じて事務職員等が業務を行うなど、教員の業務とならないように促します。

2 部活動指導にかかわる負担の軽減

1) 部活動休養日等の完全実施

- ・ 生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の実施に向けた取組を進めます。

① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上休養日とする。）こと
- ・ 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること
- ・ 学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とする

② 部活動の活動時間

- ・ 活動時間は、長くとも平日で3時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）が3時間程度となるよう、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「芽室町の部活動の在り方に関する方針」による

2) 外部指導者の配置等の検討

- ・ 部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、外部指導者の協力や各種大会や練習試合等への生徒引率も可能な部活動指導員の配置を検討します。

3) 複数顧問の効果的な活用

- ・ 可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を行います。

3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、勤務時間について意識を持って勤務するよう、意識啓発に努めます。
- ・ 月2回以上の「定時退勤日」、「消灯時間の設定」等、学校の実情に応じた取組や年2回以上の「時間外勤務等縮減強化週間」の徹底などの取組を推進します。

2) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の取組推進

- ・ 学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日の取組を推進します。

① 実施目的

- ・ 職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため

② 設定期間

ア 年末年始の休日は、学校閉庁日として設定

イ 夏季休業期間中は、学校の事情に応じて3日間を、年休、夏休、振替等を活用し、学校閉庁日と同様の取組を推進します

- ・ 休暇取得を強制しない

- ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うものとする

③ 部活動の取扱

- ・ 部活動休養日に設定

④ 保護者への周知

- ・ 各学校が通知を保護者に発出

3) 勤務時間を客観的に把握する仕組みの検討

- ・ 各学校と具体的な方法について協議の上、勤務時間を客観的に把握する仕組みを検討します。

4) 管理職のマネジメント研修等の実施

- ・ 様々な機会を通じ、管理職が自ら勤務時間を意識するように促し、各学校での時間外勤務縮減に向けた取組を推進します。

5) 主幹教諭等の配置の推進等

- ・ 学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置とともに国の加配を活用するなどの取組を推進します。

6) 事務機能の強化と業務の効率化

- ・ 教員と事務職員との間での一層の業務の連携等により業務を見直し、事務機能の強化と業務の効率化を図ります。

4 教育委員会による学校サポート体制の充実

1) 調査業務の見直し

- ・ 学校に送信する書類を精査し、縮減に努めます。
- ・ 各種団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動などの各種団体からの家庭向け配布物について、当該団体に対して、学校の負担軽減に向けた協力を要請します。

2) 勤務時間等に関する制度活用

- ・ 変形労働時間制度、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における勤務時間の割振り変更など、これら制度が有効に活用されるよう取組を推進します。

3) メンタルヘルス対策の推進

- ・ メンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施や面接指導が受けられることができる体制を整備し、教職員の健康管理対策を実施します。

4) 学校行事の精選・見直し

- ・ 学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促します。

5) 保護者や地域住民等の理解を得るための取組の促進

- ・ 少年団活動の指導にかかわる教職員についても、関係団体に対し部活動指導休養日の取組内容や、日本スポーツ少年団の活動の基本的考え方を踏まえた在り方の理解促進を図るとともに、教員の時間外勤務縮減の取組に対する保護者、地域住民、役場各課の理解促進を図ります。

「芽室町立学校における働き方改革推進プラン」新旧対照表（参考）

現 行	改 定 後	参 考
<p>芽室町立学校における働き方改革推進プラン （平成30年6月14日芽室町教育委員会決定） （平成31年4月25日芽室町教育委員会決定）</p> <p>はじめにからⅡまで（略）</p> <p>Ⅲ 働き方改革推進プランの目標及び期間 本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定し、取組期間を平成30年度から平成32年度までの3年間とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全学校でゼロにします。</p> </div> <p>この目標を達成するために、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【働き方改革を進めるため、平成32年度末に目指す指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部活動休業日を完全に実施（年間④（平日週1日52日 + 週末週1日52日） + ⑥学校閉庁日9日（④と⑥の重複分を除く。））している部活動の割合……………100% 2 変形労働時間制を活用している学校の割合……………100% 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合……………100% 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合……………100% </div> <p>Ⅳ 具体的な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1（略） 2（略） 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実 1）略 2）長期休業期間中における「学校閉庁日」の取組推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校職員が休業を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日の取組を推進します。 	<p>芽室町立学校における働き方改革推進プラン （平成30年6月14日芽室町教育委員会決定） （平成31年4月25日芽室町教育委員会決定） （令和元年9月26日芽室町教育委員会決定予定）</p> <p>はじめにからⅡまで（略）</p> <p>Ⅲ 働き方改革推進プランの目標及び期間 本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、次のとおり目標を設定し、取組期間を平成30年度から令和2年度までの3年間とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>教員の在校等時間から芽室町立学校管理規則で定める勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。</p> </div> <p>※1 児童生徒等に係る臨時的特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間で720時間を超えないようにするとともに、1か月で48時間を超える月は1年間に6月までとする。 ※2 また、1か月では100時間を満了であるとともに、連続する複数月のそれぞれの期間について、月平均が80時間を超えないようにする。</p> <p>この目標を達成するために、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【働き方改革を進めるため、令和2年度末に目指す指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部活動休業日を完全に実施（年間④（平日週1日52日 + 週末週1日52日） + ⑥学校閉庁日9日（④と⑥の重複分を除く。））している部活動の割合……………100% 2 変形労働時間制を活用している学校の割合……………100% 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合……………100% 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合……………100% </div> <p>Ⅳ 具体的な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1（略） 2（略） 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実 1）略 2）長期休業期間中における「学校閉庁日」の取組推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校職員が休業を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日の取組を推進します。 	<p>・変更</p> <p>・変更</p> <p>・変更</p>

<p>① 実施目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため <p>② 設定期間</p> <p>ア 年末年始の休日は、学校閉庁日として設定</p> <p>イ 夏季休業期間中は、学校の事情に応じて特定の3日間を、年休、夏休、振替等を活用し、学校閉庁日と同様の取組を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> 休暇取得を強制しない 出勤も可。この場合、開校・施設は出勤する者の責任で行うものとする <p>③ 部活動の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 部活動休業日に設定 <p>④ 保護者への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校が通知を保護者に発出 <p>以下(略)</p>	<p>① 実施目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため <p>② 設定期間</p> <p>ア 年末年始の休日は、学校閉庁日として設定</p> <p>イ 夏季休業期間中は、学校の事情に応じて3日間を、年休、夏休、振替等を活用し、学校閉庁日と同様の取組を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> 休暇取得を強制しない 出勤も可。この場合、開校・施設は出勤する者の責任で行うものとする <p>③ 部活動の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 部活動休業日に設定 <p>④ 保護者への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校が通知を保護者に発出 <p>以下(略)</p>	<p>・削除</p>
---	--	------------

日程第10

協議案第1号

芽室町地域学校協働本部規則制定の件

芽室町地域学校協働本部規則の制定について、協議しようとするものであります。

令和元年9月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第10 協議案第1号 関係資料

芽室町地域学校協働本部規則制定の件

芽室町地域学校協働本部規則

令和元年 月 日
教育委員会規則第 号

(設置)

第1条 芽室町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、「地域学校協働本部」を設置する。名称は、「めむろ郷育・夢育応援団本部」（以下、「応援団本部」という。）とする。

(目的)

第2条 この要綱は、社会教育法第5条2項に基づき、幅広い地域住民、企業、団体等と学校が連携・協働する地域学校協働活動（以下、「協働活動」という。）を推進することにより、社会総掛かりで未来を担う子供たちの成長を支えとともに地域の創生を図ることに寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 応援団本部は、教育委員会及び、校長の推薦を受けた協働活動を行うことができる以下の者により組織する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 学校運営協議会委員

(任用)

- 2 応援団本部員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中の委員の交代等に伴う後任員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 応援団本部に会長及び副会長を置き、会長は教育長をもって充て、副会長は応援団本部員の同意を得て会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 応援団本部の会議は、会長が招集し会長が議長となる。
 - (1) 応援団本部は、部会等の必要な組織を置くことができる。
 - (2) 応援団本部の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。
 - (3) 応援団本部に属する者の経費及び推進員が活動に要する経費、又はその他の経費については別途定める。

(協働本部の役割)

第4条 応援団本部は、各学校運営協議会の「協議」を活動につなげるなど、芽室町コミュニティ・スクールの充実を図るため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協働活動に関するビジョンの明確化及び計画の策定に関すること。
- (2) 協働活動を推進するための体制整備に関すること。
- (3) 地域学校協働活動推進員（以下、「CSコーディネーター」という。）及び統括的な地域学校協働活動推進員（以下、「統括CSコーディネーター」という。）の配置及びその質を向上するための研修及びネットワーク化の促進に関すること。
- (4) 協働活動への地域住民等の参画の促進及び活動の質の向上のための理解促進活動に関すること。
- (5) 協働活動の評価に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、協働本部が必要と認めること。

(CSコーディネーター)

第5条 CSコーディネーターは、社会教育法第九条の七項に基づき、教育委員会が委嘱するとともに各学校運営協議会に1人配置し、以下に掲げる職務を行う。

- (1) 活動対象校の支援ニーズの把握及び支援活動に関すること。
- (2) 地域住民及び学校との連絡調整に関すること。
- (3) ボランティア人材バンク、企業及び団体、個人に対するボランティア活動の要請に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援団本部が必要と認める連携及び協働に関すること。

2 CSコーディネーターの任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、任期途中の推進員の交代等に伴う後任推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(統括CSコーディネーター)

第6条 統括CSコーディネーターは、教育委員会が委嘱し、次に掲げる職務を行う。

- (1) CSコーディネーターとの連絡調整及びCSコーディネーター間の情報共有に関すること。
- (2) CSコーディネーター研修及びボランティアの養成に関すること。
- (3) 協働活動の推進に関すること。

(地域学校協働活動ボランティア)

第7条 地域学校協働活動ボランティアは、次に掲げる支援を行う。

- (1) 学習支援活動
- (2) 校内環境整備の支援活動
- (3) 登下校中の安全確保の支援活動
- (4) 部活動等の指導者の支援活動
- (5) 学校行事に係る支援活動
- (6) 前各号に掲げる支援のほか、学校の支援要請に応じ、協働本部が必要と認める支援

(守秘義務)

第8条 応援団本部に属する者又は各委員は、活動上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、応援団本部に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年 月 日から施行する。

芽室町地域学校協働活動推進員等の設置に関する要綱

(令和元年 月 日芽室町教育委員会教育長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、芽室町コミュニティ・スクールの推進における地域学校協働活動推進員等の設置に関する規則（令和元年芽室町教育委員会規則第？号。以下「地域学校協働活動推進員等規則」という。）で定める報償費の金額に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償費の額)

第2条 地域学校協働活動本部規則第5条で定める金額は、次のとおりとする。

区 分	金 額
1 会議出席当たり	1, 5 0 0 円

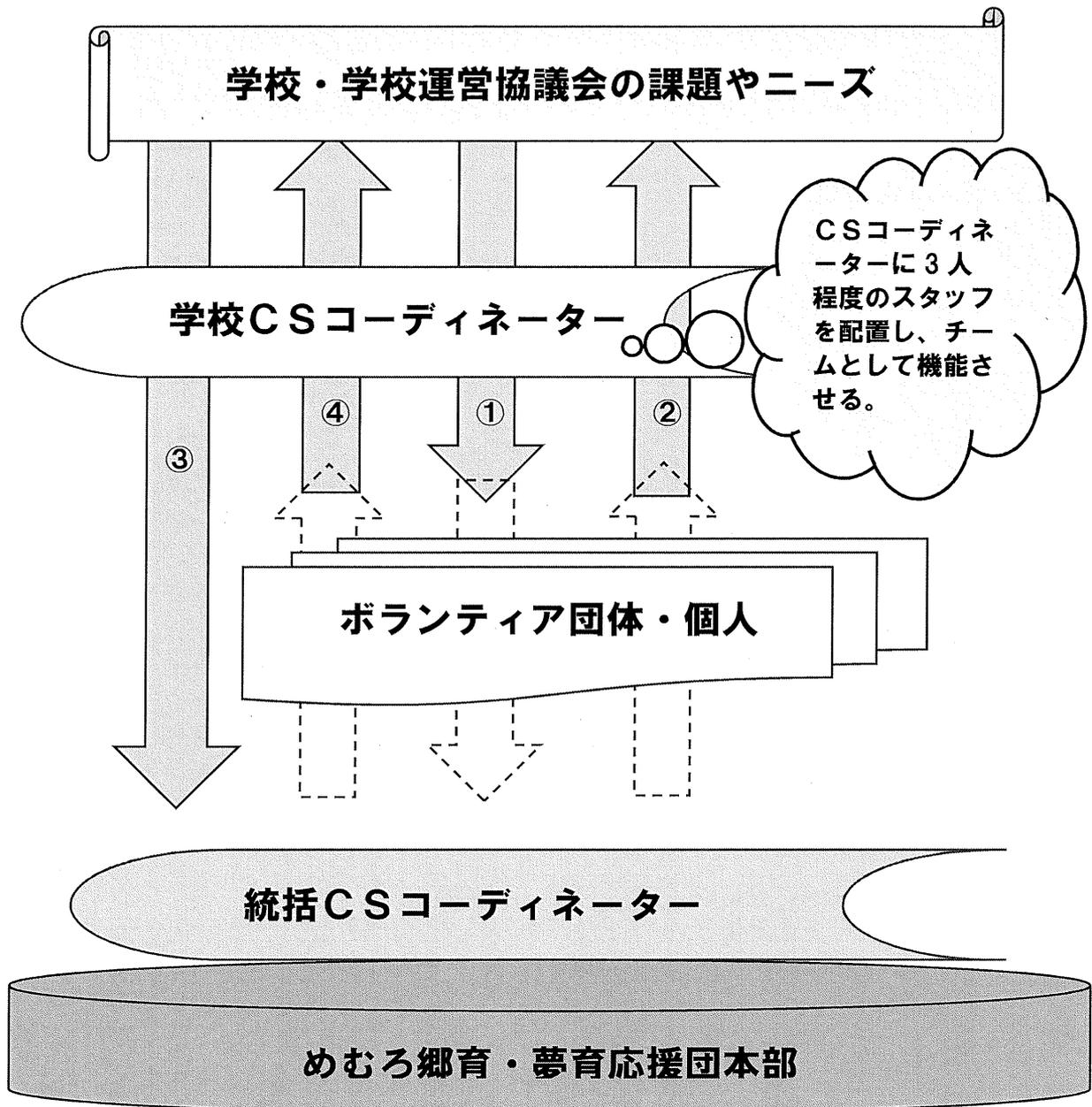
(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

5 各CSコーディネーターと学校やボランティア等とのつながり



事例A：農園活動等では、学校⇔CSコーディネーター⇔JA青年部⇔CSコーディネーター⇔学校 という流れで行う場合・・・①⇒②

事例B：学校から新たな活動支援の要請がCSコーディネーターにあり、人材発掘のために統括CSコーディネーターと連携して人材を紹介する場合・・・③⇒④